

奨学金給与規程

第 1 章 総 則

公益財団法人山甚福祉育英会定款第 41 条に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第 1 条 本会の奨学生となるものは、高等学校または大学に在学し学業人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類)

第 2 条 奨学生の種類は、次のとおりする。

1. 高等学校奨学生
2. 大学奨学生

(奨学金の給与期間および金額)

第 3 条 奨学金を給与する期間は、正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

高等学校奨学生	月額	7,000円
大学奨学生	月額	20,000円

第 2 章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書の提出)

第 4 条 奨学生志望者は、本会あてに奨学生願書を提出するものとする。

(奨学生の採用)

第 5 条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長および本人に通知する。

(奨学金の交付)

第 6 条 奨学金は、6月、9月、12月、3月末に3ヶ月分ずつを交付する。

2 奨学金の交付は、直接本人口座に振込するものとする。

(学業成績および生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年度末学業成績および生活状況報告書（年2回、8月末と12月20日必着）を理事長あて提出しなければならない。

(移動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちに届出なければならない。

1. 休学、復学、転学または退学したとき
2. 停学その他の処分を受けたとき

(奨学金の休止および停止)

第9条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規程により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

1. 傷い疾病などのため成業の見込がなくなったとき
2. 学業成績または操行が不良となったとき
3. 奨学金を必要としない理由が生じたとき
4. 前各号のほか奨学生として適当でない事実があったとき
5. 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
6. その他第1条に規程する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生はいつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 3 章 奨 学 生 の 指 導

(奨学生の指導)

第 13 条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第 4 章 補 則

(実施細目)

第 14 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

1. この規程は、昭和 57 年 12 月 27 日から実施する。